

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付要綱

全部改正 令和6年3月31日経商第1978号（局長決裁）

最近改正 令和7年3月31日経商第1733号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、商店街の空き店舗解消及び商店会の組織強化を目的として交付する商店街空き店舗開業助成事業奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
- (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体及び前述の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
- (3) 「空き店舗」とは、横浜市内の商店街に所在し、店舗として賃貸できる状況にありながら商業活動が3か月以上行われていない店舗
- (4) 「登録店舗」とは、商店街空き店舗登録要領（平成29年3月31日経商第815号。以下「空き店舗登録要領」という。）に沿って登録した空き店舗

（奨励金交付対象者）

第3条 奨励金交付対象者は、空き店舗登録要領に沿って登録した空き店舗に開業し、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱（令和6年3月31日経商第1978号。以下「空き店舗開業助成事業補助金」という。）第5条に基づき補助金の交付申請を行う事業者を、当該商店会の会員として受け入れた商店会とする。

2 空き店舗開業助成事業補助金に基づき補助金の交付を受けた商店会は、交付対象としない。

（奨励金交付対象物件）

第4条 「奨励金交付対象物件」とは、第3条第1項を満たす登録店舗とする。

2 市からすでに奨励金を交付している物件は、前項の規定にかかわらず、交付対象としない。（別表1）

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は登録1件につき2万円とし、当該年度の予算の範囲以内で交付する。ただし、年度内の同一商店会に対する奨励金の上限は、5件分（10万円）とする。

（奨励金交付申請）

第6条 前条の奨励金の交付を受けようとする商店会は、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 商店会会員名簿等、開業した事業者を当該商店会の会員として受け入れたことが分かる書類
- (2) その他、市長が必要と認める書類

（奨励金交付決定及び額確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査を行い、奨励金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で奨励金の交付を決定し、奨励金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付決定通知書兼額確

定通知書（第2号様式）により、商店会に通知する。

- 3 市長は、奨励金を交付しない旨の決定をしたときは、商店街空き店舗開業助成事業奨励金不交付決定通知書（第3号様式）により、前条の奨励金付申請書等を提出した商店会に対し、その旨を通知する。

（奨励金交付の請求）

第8条 前条第2項の通知を受けた商店会は、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付請求書（第4号様式。以下、「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受けた日から30日以内に奨励金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 奨励金交付申請を行った商店会が交付申請の取下げをしようとするときは、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請取下届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項による取下げがあったとき、既に奨励金の交付を受けた商店会に対して、交付済みの奨励金の返還を求めることができる。

（奨励金の返還等）

第10条 市長は、この要綱に違反した場合又は虚偽の申請により奨励金の交付を受けた場合、奨励金の交付を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により取消しをした場合は、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付取消通知書（第6号様式）により、商店会に対して通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しをした場合、期限を定めて、交付済みの奨励金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存期間）

第11条 奨励金の交付を受けた商店会は、奨励金交付申請に係る関係書類を奨励金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条第2項)

交付対象外の登録店舗	
• NO. 29008 (旭区若葉台 3-4-1 (2-1号店舗))	• NO. 02002 (旭区若葉台 3-6-1 (4-6号店舗))
• NO. 29014 (神奈川区平川町 10-2)	• NO. 03009 (磯子区久木町 20-5)
• NO. 29020 (中区元町 2-88 元町シエテ 202. 203)	• NO. 03010 (磯子区久木町 20-5)
• NO. 30001 (瀬谷区三ツ境 20-14)	• NO. 03012 (磯子区久木町 20-5)
• NO. 30013 (南区大岡 2-3-21)	• NO. 03014 (泉区上飯田町 1331)
• NO. 30014 (瀬谷区瀬谷 4-10-7)	• NO. 03016 (泉区上飯田町 1331)
• NO. 30017 (都筑区荏田南 5-8-1 (205))	• NO. 03017 (泉区上飯田町 1331)
• NO. 30018 (旭区左近山 16-1 左近山団地 1-31 - 110)	• NO. 03018 (泉区上飯田町 1331)
• NO. 30019 (旭区左近山 16-1 左近山団地 1-33 - 103)	• NO. 03019 (泉区上飯田町 1331)
• NO. 30020 (旭区左近山 16-1 左近山団地 1-33 - 105)	• NO. 03023 (中区元町 5-185-4)
• NO. 31005 (金沢区瀬戸 16-1)	
• NO. 31007 (金沢区瀬戸 16-2 鳳月堂ビル 2階)	

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〳
住 所
商 店 会 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名
(TEL)

商店街空き店舗開業助成事業奨励金の交付を受けたいので、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 奨励金交付申請額

¥ _____ . -

2 奨励金対象物件

No. _____

3 添付書類

- (1) 開業した事業者を当該商店会の会員として受け入れたことが分かる書類
（商店会会員名簿等）
- (2) その他、市長が必要と認める書類

様

横浜市長

印

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日に申請がありました商店街空き店舗開業助成事業奨励金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付決定額兼交付確定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) この奨励金は、商店街の空き店舗解消及び商店会の組織強化のためにのみ使用し、他に流用しないでください。
- (2) 交付申請の取下げをしようとするときは、商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請取下届出書（第5号様式）を提出してください。
- (3) 商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付要綱第10条第1項に該当するときは、奨励金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) この奨励金の使途について、必要があると認められる場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 奨励金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

担 当 :

T E L :

F A X :

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

商店街空き店舗開業助成事業奨励金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました商店街空き店舗開業助成事業奨励金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

担 当：
TEL：
FAX：

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付請求書

(請求先)
横浜市 長

申請者 〳
住 所
商店会名
役 職 名
ふ り が な
代表者氏名 印※
(TEL)

年 月 日に申請しました商店街空き店舗開業助成事業奨励金を請求します。

奨励金交付請求額 ￥ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀行 信用金庫		支店 出張所	
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、
下記に記名・押印をお願いします。

※ 請求書と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

商店会名 _____

代表者役職名 _____

代表者氏名 _____ 印

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請取下届出書

(届出先)

横 浜 市 長

申 請 者 〳
住 所
商 店 会 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名
(TEL)

年 月 日をもって申請した商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

商店街空き店舗開業助成事業奨励金交付取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街空き店舗開業助成事業奨励金
については、次の理由により奨励金決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :

T E L :

F A X :